



宮 崎 県 公 報

平成21年 6 月22日 (月曜日) 第 2093 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
 合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁	
○公文書開示等の状況…………… (総務課) 1		○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定 (農村整備課) 9
○個人情報保護制度の運用状況…………… () 2		○落札者等の公告…………… 9
○鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案 の縦覧…………… (自然環境課) 3		公安委員会規則
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会 の開催…………… () 4		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 9
○土地改良区の役員の就退任の届出 (10件) …… (農村整備課) 4		選挙管理委員会告示
		○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使 用できる施設として市町村選挙管理委員会が指 定した施設の一部改正……………10
		正 誤
		○平成20年12月11日付け県公報 (第2041号) 中……………10

公 告

宮崎県情報公開条例 (平成11年宮崎県条例第36号) 第26条の規定により、平成20年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
3,753	3,632	97	11	39	0	29	3,808

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区 分	個 人	法 人 其 他 の 団 体	計
県 内	412	3,205	3,617
県 外	32	104	136
計	444	3,309	3,753

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況

実施機関	決定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳						
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
知 事	県 民 政 策 部	12	4	6	0	1	0	1
	総 務 部	19	7	11	0	1	0	0
	福 祉 保 健 部	79	49	18	0	12	0	0
	環 境 森 林 部	232	225	2	0	3	0	2
	商 工 観 光 労 働 部	31	28	3	0	0	0	0
	農 政 水 産 部	684	659	5	8	0	0	12
	県 土 整 備 部	2,560	2,523	18	3	6	0	10
事	会 計 管 理 局	2	2	0	0	0	0	0
	小 計	3,619	3,497	63	11	23	0	25
	教 育 委 員 会	24	18	2	0	3	0	1
選 挙 管 理 委 員 会	46	28	11	0	7	0	0	
人 事 委 員 会	6	4	2	0	0	0	0	
監 査 委 員	4	2	1	0	1	0	0	
公 安 委 員 会	2	1	0	0	1	0	0	

警 察 本 部 長	84	64	14	0	3	0	3
労 働 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	7	6	1	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	4	1	2	0	1	0	0
地 方 三 公 社	10	10	0	0	0	0	0
合 計	3,808	3,632	97	11	39	0	29

4 不服申立ての件数

1 件

5 不服申立ての処理状況

不服申立ての案件	実 施 機 関	不 服 申 立 て 年 月 日	公文書開示 審 査 会			不服申 立 て 対 する 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	決 定 年 月 日	決 定 の 内 容
道路改良工事に係る施工管理書類の部分開示決定に対する不服申立て	知事	平成 20 年 8 月 11 日	-	-	-	平成 20 年 9 月 4 日	認 容

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
8,753	2,573	5,762	786

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の

規定により、平成20年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
28	11	12	0	1	4	0	28

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況

実施機関	決定 等 の 件数	決定等の内訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
議 会	0	0	0	0	0	0	0
知 事	県 民 政 策 部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	2	1	0	0	1	0
	福 祉 保 健 部	8	0	8	0	0	0
	環 境 森 林 部	0	0	0	0	0	0
	商 工 観 光 労 働 部	0	0	0	0	0	0
	農 政 水 産 部	0	0	0	0	0	0
	県 土 整 備 部	2	1	1	0	0	0
	会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0
小 計	12	2	9	0	1	0	
教 育 委 員 会	8	8	0	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	1	1	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	

警察本部長	7	0	3	0	0	4	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	11	12	0	1	4	0

(2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況

実施機関		該当試験数	開示件数
議 会		0	0
知 事	県 民 政 策 部	0	0
	総 務 部	4	0
	福 祉 保 健 部	17	66
	環 境 森 林 部	2	0
	商 工 観 光 労 働 部	6	3
	農 政 水 産 部	6	0
	県 土 整 備 部	1	0
	会 計 管 理 局	0	0
	小 計	36	69
教 育 委 員 会		4	609
選 挙 管 理 委 員 会		0	0
人 事 委 員 会		12	222
監 査 委 員		0	0
公 安 委 員 会		0	0
警 察 本 部 長		0	0

労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公営企業管理者	0	0
病院事業管理者	0	0
合計	52	900

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定め告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 不服申立ての件数
0件

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第29条第1項の規定により、次のとおり掃部岳鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 特別保護地区の名称
掃部岳鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
西都市所在の西都児湯森林管理署前ノ谷国有林 102林班及び106林班の各林班並びに、107林班ろ小班及び108林班ろ小班及び児湯郡西米良村所在の西都児湯森林管理署横野国有林 134林班並びに、東諸県郡国富町所在の宮崎森林管理署茶臼岳国有林2163林班は、に、ほ及びへの各小班並びに2170林班の区域一円
- 特別保護地区の存続期間
平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針案
国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局、中部農林

振興局
 (2) 期間
 平成21年6月22日から平成21年7月7日まで
 6 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県環境森林部自然環境課
 (2) 期間
 平成21年6月22日から平成21年7月7日まで
 7 意見書の記載事項
 意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、掃部岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成21年7月14日（火） 午後2時00分から	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2-26	掃部岳鳥獣保護区特別保護地区の指定について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	大田原文 哉	宮崎市村角町橘尊1944番地

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	大田原 陸 雄	宮崎市村角町橘尊1969番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鈴町地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	村 上 勝 一	宮崎市佐土原町下田島7906番地
理 事	川 人 和 弘	宮崎市佐土原町下田島9113番地
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	杉 尾 誠	宮崎市佐土原町下田島 12148番地 1
理 事	岩 切 俊 明	宮崎市佐土原町下田島 11841番地
監 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
監 事	太 田 勝 己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地 1

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	村 上 勝 一	宮崎市佐土原町下田島7906番地
理 事	川 人 昭 夫	宮崎市佐土原町下田島9113番地
理 事	荒 川 庄 一	宮崎市佐土原町下田島 12170番地
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	杉 尾 誠	宮崎市佐土原町下田島 12148番地 1
理 事	立 山 一 郎	宮崎市佐土原町下田島 11856番地
監 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
監 事	太 田 勝 己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	遠 竹 正 春	小林市大字細野4633番地の1
理 事	倉 田 富 夫	小林市大字細野4637番地4
理 事	森 永 清 明	小林市大字細野2607番地
理 事	田 代 正 八	小林市大字細野4467番地
理 事	永 田 一 郎	小林市大字細野2836番地
理 事	内 永 信一郎	小林市大字細野4070番地
理 事	上 田 みや子	小林市大字細野3988番地
理 事	大 丸 三 郎	小林市大字細野4363番地3
理 事	松 山 昌 義	小林市大字細野4901番地2
理 事	尾 辻 敬一郎	小林市大字細野2016番地
理 事	田 口 光 治	小林市大字細野2014番地6
監 事	前 原 利 男	小林市大字細野4308番地3
監 事	谷 山 已知雄	小林市大字細野4561番地口の1

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	瀬戸山 博 好	小林市大字細野4000番地
理 事	吉 元 隆 利	小林市大字細野4667番地1
理 事	志戸本 俊太郎	小林市大字細野4626番地
理 事	宮 原 義 久	小林市大字細野2879番地
理 事	田 代 正 八	小林市大字細野4467番地
理 事	吹 田 憲 明	小林市大字細野2860番地3
理 事	内 永 信一郎	小林市大字細野4070番地
理 事	坂 元 篤 雄	小林市大字細野2935番地3

理 事	高 辺 芳 子	小林市大字細野3152番地
理 事	山 形 修	小林市大字細野5032番地
理 事	田 口 恵 子	小林市大字細野2014番地6
監 事	前 原 利 男	小林市大字細野4308番地3
監 事	谷 山 已知雄	小林市大字細野4561番地口の1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	宮 田 孝 夫	国富町大字木脇1911番地
理 事	小 倉 利 昭	国富町大字木脇5276番地4
理 事	児 玉 恭 行	国富町大字木脇2740番地
理 事	大 野 邦 夫	国富町大字木脇 976番地
理 事	渡 辺 利 行	国富町大字木脇1599番地1
理 事	渡 辺 俊 朗	国富町大字木脇1231番地1
理 事	児 玉 安 彦	国富町大字木脇2782番地1
理 事	大 野 威	国富町大字木脇1269番地
監 事	渡 辺 健	国富町大字木脇1224番地7
監 事	渡 辺 英 人	国富町大字木脇3044番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	橋 本 康 正	国富町大字木脇1095番地
理 事	中 野 英 明	国富町大字木脇5239番地
理 事	横 山 峰 明	国富町大字木脇4941番地1
理 事	藪 内 逸 雄	国富町大字木脇1016番地
理 事	高 野 泰 幸	国富町大字木脇1730番地

理 事	徳 原 雄 次	国富町大字木脇1245番地
理 事	関 和 子	国富町大字木脇1594番地 1
理 事	長 友 和 雄	国富町大字木脇3586番地
監 事	宮 川 久	国富町大字木脇2792番地 3
監 事	黒 木 喜 好	国富町大字木脇1093番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日蔭土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	篠 原 作 弘	五ヶ瀬町大字鞍岡5803番地
理 事	馬 原 隆	五ヶ瀬町大字鞍岡5710番地
理 事	藤 本 俊 夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5731番地
理 事	梶 原 達 夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5727番地
理 事	松 岡 武 次	五ヶ瀬町大字鞍岡5364番地
理 事	秋 山 暎 広	五ヶ瀬町大字鞍岡4402番地
理 事	平 岡 春 樹	五ヶ瀬町大字鞍岡5940番地 1
理 事	渡 辺 孝	五ヶ瀬町大字鞍岡6092番地

(任期：平成23年 4 月30日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	篠 原 作 弘	五ヶ瀬町大字鞍岡5803番地
理 事	馬 原 隆	五ヶ瀬町大字鞍岡5710番地
理 事	藤 本 俊 夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5731番地
理 事	梶 原 達 夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5727番地
理 事	松 岡 武 次	五ヶ瀬町大字鞍岡5364番地
理 事	秋 山 暎 広	五ヶ瀬町大字鞍岡4402番地

理 事	平 岡 春 樹	五ヶ瀬町大字鞍岡5940番地 1
理 事	渡 辺 孝	五ヶ瀬町大字鞍岡6092番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三原尾野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	新 名 正 一	高千穂町大字押方2827番地
理 事	佐 藤 厚	高千穂町大字押方2966番地
理 事	興 梶 岩 男	高千穂町大字押方2954番地
監 事	佐 藤 宣 義	高千穂町大字押方2843番地
監 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地

(任期：平成24年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 岩 男	高千穂町大字押方2954番地
理 事	佐 藤 秀 喜	高千穂町大字押方2959番地
理 事	佐 藤 英 男	高千穂町大字押方2957番地
理 事	甲 斐 一	高千穂町大字押方2926番地
理 事	今 村 浩 二	高千穂町大字押方2845番地
理 事	興 梶 勝 明	高千穂町大字押方2962番地
監 事	北 村 幸 人	高千穂町大字押方2953番地
監 事	佐 藤 誠	高千穂町大字押方2844番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上下水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	穂之上 満	都城市下水流町 366番地
理 事	田代良人	都城市下水流町 360番地 1
理 事	内村文敏	都城市下水流町3064番地 3
理 事	徳満 操	都城市下水流町3236番地
理 事	仮屋哲郎	都城市下水流町3201番地イ
理 事	大石長正	都城市上水流町1161番地 1
理 事	村岡 亘	都城市上水流町1174番地 4
理 事	築地明夫	都城市上水流町1196番地 2
理 事	倉盛 貢	都城市上水流町 991番地 1
理 事	田之上 健	都城市上水流町1185番地 2
監 事	平原国男	都城市下水流町 387番地 5
監 事	丸山 淳一	都城市下水流町3242番地 1
監 事	上野 信一	都城市上水流町1058番地 1

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	穂之上 満	都城市下水流町 366番地
理 事	田代良人	都城市下水流町 360番地 1
理 事	内村文敏	都城市下水流町3064番地 3
理 事	徳満 操	都城市下水流町3236番地
理 事	榎木隆生	都城市下水流町3027番地
理 事	大石長正	都城市上水流町1161番地 1
理 事	田之上 勝	都城市上水流町1153番地
理 事	中島弘信	都城市上水流町 964番地 6
理 事	村岡 亘	都城市上水流町1174番地 4

理 事	築地明夫	都城市上水流町1196番地 2
監 事	森下 嶺生	都城市下水流町3002番地
監 事	岩元 等	都城市下水流町3226番地 1
監 事	長友清三	都城市上水流町1209番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事 長	中村 榮一	都城市高崎町繩瀬4302番地18
副理事長	蔵元 操	都城市高崎町繩瀬4064番地 5
会計理事	東 義 則	都城市高崎町江平2365番地
理 事	内村 忠行	都城市高崎町繩瀬4078番地 7
理 事	黒木 照廣	都城市高崎町繩瀬4418番地
理 事	川畑 誠一郎	都城市高崎町繩瀬2816番地 7
理 事	田平政男	都城市高崎町繩瀬4676番地 8
理 事	永友 悟	都城市高崎町繩瀬4806番地口
理 事	池田 孝行	都城市高崎町江平1395番地
総括監事	五位塚 清一	都城市高崎町繩瀬4042番地 2
監 事	東 實 親	都城市高崎町江平1333番地 1
監 事	田原 修	都城市高崎町繩瀬4306番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事 長	中村 榮一	都城市高崎町繩瀬4302番地18
副理事長	蔵元 操	都城市高崎町繩瀬4064番地 5
会計理事	井脇 孝一	都城市高崎町繩瀬4672番地29
理 事	内村 忠行	都城市高崎町繩瀬4078番地 7

理 事	竹之下 勝 行	都城市高崎町繩瀬4054番地
理 事	有 村 福 美	都城市高崎町繩瀬2525番地
理 事	鶴戸西 貞 信	都城市高崎町繩瀬4362番地 1
理 事	池 田 勇	都城市高崎町江平1217番地
理 事	中 吉 純 夫	都城市高崎町繩瀬4607番地 6
総括監事	木 下 幸 一	都城市高崎町繩瀬2814番地 4
監 事	東 房 子	都城市高崎町江平2405番地 1
監 事	田 原 修	都城市高崎町繩瀬4306番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上津留土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	田 中 貞 夫	日南市大字酒谷乙7405 - 1
理 事	谷 口 洋	日南市大字酒谷乙8887 - 1
理 事	田 中 覚	日南市大字酒谷乙7668
理 事	肥田木 哲 郎	日南市大字酒谷乙7352 - 1
理 事	大 磯 正 治	日南市大字酒谷乙6741 - 1
監 事	四 本 克 彦	日南市大字酒谷乙7181 - 2
監 事	田 中 武 士	日南市大字酒谷乙7238
監 事	田 中 昭	日南市大字酒谷乙7356 - 3

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	山 口 利 治	日南市大字酒谷乙7678 - 1
理 事	田 中 貞 夫	日南市大字酒谷乙7405 - 1
理 事	谷 口 洋	日南市大字酒谷乙8887 - 1

理 事	田 中 覚	日南市大字酒谷乙7668
理 事	肥田木 哲 郎	日南市大字酒谷乙7352 - 1
監 事	大 磯 正 治	日南市大字酒谷乙6741 - 1
監 事	四 本 克 彦	日南市大字酒谷乙7181 - 2
監 事	田 中 武 士	日南市大字酒谷乙7238

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、師々目土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	相 葉 雄 三	都城市下長飯町4792番地
理 事	坂 元 正 夫	都城市大岩田5726番地
理 事	畑 中 初 男	都城市下長飯町1508番地
理 事	畑 中 信 子	都城市下長飯町 790番地
理 事	和 泉 龍 弘	都城市下長飯町1847番地 1
理 事	田 代 浩	都城市下長飯町 572番地
理 事	甫 木 芳 宏	都城市下長飯町 739番地 1
理 事	米 森 克 己	都城市上長飯町12街区28号
監 事	相 葉 一 夫	都城市下長飯町 785番地 1
監 事	久 保 勝 徳	都城市下長飯町1787番地

(任期：平成25年 4 月 5 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	相 葉 雄 三	都城市下長飯町4792番地
理 事	永 山 一 郎	都城市下長飯町1020番地 3
理 事	東 輝 男	都城市下長飯町1516番地
理 事	畑 中 タミエ	都城市下長飯町 711番地 1
理 事	内 村 照 生	都城市下長飯町 326番地

理 事	鎌 田 正 臣	都城市下長飯町1642番地 1
理 事	堀 川 政 樹	都城市上長飯町5196番地
監 事	相 葉 一 夫	都城市下長飯町 785番地 1
監 事	久 保 勝 徳	都城市下長飯町1787番地

都城市役所農村整備課内

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年 6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県広報誌「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報誌「県議会のうごき」の印刷 361,000部×6回
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年 4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番 1
- 5 落札金額
40,937,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成21年 3月 9日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業（海北地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 6月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6月22日から平成21年 7月21日まで
- 3 縦覧場所

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6月22日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第11号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後									
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第10条の2 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む）</th> </tr> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td> <p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>1</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用乗車装置</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>2</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している</p> </td> </tr> </table>		軽車両の種類	人員（運転者を含む）	二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>1</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用乗車装置</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>2</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第10条の2 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む。）</th> </tr> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td> <p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>イ</u> 16歳以上の運転者が、幼児2人を<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>ウ</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者<u>1人</u>を背負い、ひも等で確実に緊縛して</p> </td> </tr> </table>		軽車両の種類	人員（運転者を含む。）	二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>イ</u> 16歳以上の運転者が、幼児2人を<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>ウ</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者<u>1人</u>を背負い、ひも等で確実に緊縛して</p>
軽車両の種類	人員（運転者を含む）										
二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>1</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用乗車装置</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>2</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している</p>										
軽車両の種類	人員（運転者を含む。）										
二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア</u> 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>イ</u> 16歳以上の運転者が、幼児2人を<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の<u>幼児用座席</u>に乗車させているとき。</p> <p><u>ウ</u> 16歳以上の運転者が4歳未満の者<u>1人</u>を背負い、ひも等で確実に緊縛して</p>										

<p>とき。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>いるとき (イに該当する場合を除く。)</p> <p>)。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成21年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成21年3月30日現在）」を「（平成21年6月8日現在）」に改め、

川平多目的研修集会施設	〃 大字後川内5623番地3	40
-------------	----------------	----

の次に

蒲牟田活性化センター	〃 大字蒲牟田2909番地	100
------------	---------------	-----

を加える。

正 誤

平成20年12月11日付け県公報（第2041号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	29	延岡市北浦町古江字市之串 489-10、513（次の図に示す部分に限る。）	延岡市北浦町古江字市之串 489-10（国有林）、513（次の図に示す部分に限る。）